

## 寄せられた意見とそれに対する市の考え方

平成29年6月8日から7月9日までの31日間、市民の皆さんから「守谷市空家等対策計画（案）」に対する意見を募集しました。

この期間、市民の皆さんから寄せられたご意見及びご意見に対する当市の考え方は次のとおりです。

### ◎空家等実態調査について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>10ページにある「守谷市における空家等と思われる建築物等の分布状況」の図について、賃貸物件の空家は収益物件で空家を望んでいるわけではなく、管理もそれなりにされているので、色分け表示が必要ではないか。</p> <p>8ページにある、住宅・土地統計調査による空家の腐朽・破損の状況のその他の住宅620件が本当の空家で、そこを重点的に調査等を行った方がより良い提案が出せるのではないのでしょうか。</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>11ページ②調査結果のとおり、今回の実態調査の結果、空家等と思われる住宅538戸を確認し、目視で確認できた賃貸・売却物件18戸を除いた空家等を520戸としたところで、それらを10ページの図に表示したものです。原案どおりで問題はないと考えます。</p> <p>住宅・土地統計調査は調査対象区を抽出した調査により、統計的に導き出した件数となりますので、その他の住宅620件については具体的に示されたものではありません。よって、重点的に調査等は行うことが出来ない状況です。</p>

### ◎空家等の利活用について

意見の要旨	件数	意見に対する市の考え
<p>17ページの再活用を望む人や、そのまま放置する人には、きっちりと助言、指導を行い続け、空き家に至る理由、又愛着や家財道具が片付かない思いを聞いて、フォローしていく事が空き家解決の道につながると思います。</p> <p>市街化調整区域の空き家は、古民家、10年特例を除いた他は、おそらく築年数も古く、周辺は畑、田に囲まれているところが多いのではないのでしょうか、活用策として、例えば、東京在住者に対して、守谷の風景、自然の豊かさ、家庭菜</p>	1	<p>◇原案どおりとします</p> <p>ご意見内容については、第4章空家等対策の具体的に実施する取組等の2. 利活用への取組（25ページ）では、（1）空家等の流通の促進、（2）空家等の活用方法に関する情報提供により対応していく計画です。具体的な手法については、今後ご意見の内容も考慮し、検討し対応していく予定です。</p> <p>25ページでは、空家等の流通促進につながる制度（空家バンク等）づくりに取り組むと示しており、そこで対応していく計画です。具体的な手法については、今後検討し対応していく予定です。</p>

<p>園，東京のアクセスの良さ等をもっとアピール，定期賃貸契約で借主 DIY 活用，又東京の自宅を売却して，守谷の格別低廉住宅の住替えで，売却差益の経済的メリットを宣伝材料に移住者促進することを提案します。</p> <p>貸せない，売らない理由に，所有者が死亡して相続が係争中や，所有者名義が複雑であったり，境界，所有者が不明等で法的な難儀土地であったり，修繕費が負担だとか貸すと借家権が発生し困るといった場合，これらに対しての施策が必要だと思えます。</p>	<p>22 ページ (2) 相談体制では，空家等に関する総合的な窓口を都市計画課内に設け，関係する各課と連携，協力して対応するとしております。</p> <p>また，専門的な知識や助言が必要な場合は，23 ページ (3) 外部の関係団体との連携のとおり，不動産取引業団体，土地家屋調査士会，司法書士会等と連携を図り相談体制の整備を図るとしており，ご指摘の内容についても，それらの中で対応してまいります。</p>
--	--